

第4章 基本施策

1 基本目標1 子どもの意見表明・参加の促進

(1) 子どもが意見表明しやすい雰囲気づくり

子どもの意見表明は、大人が、子どもの最善の利益を見い出していくうえで、大切にしなければならないと同時に、子どもが意見表明を通して大人とのやりとりを重ねながら成長発達していくうえでも、大変重要な意義を有しています。

しかしながら、課題1で述べたように、実態・意識調査において、子どもが自分の考えや思いがあるときに、それを『言うことができる』と答えた割合は必ずしも高くはなく、また、子どもとの意見交換の中でも、「周りからの批判を心配して意見を言いにくい」との声が聞かれたように、雰囲気づくりの面での課題が多いのが現状です。

したがって、子どもの参加を実質的に保障するため、まずは、子どもが安心して意見表明できる雰囲気づくりとそれを支える大人の理解を進めていきます。

【取組の視点】

○ 子どもの意見表明に関する広報・啓発

子どもが意見表明しやすい雰囲気づくりを進めるためには、意見表明に関する意義・重要性について市民への広報・普及活動を積極的に行うとともに、例えば、市民向けの「子どもサポーター養成講座」の活用などにより、地域のまちづくり活動に子どもの声を生かしていくための支援を、積極的に行います。

主な取組

充実

- ◆ 子どもサポーター養成講座修了者の活用 – 子どもの参加を進めるうえでの実践的な技法を学んだ「子どもサポーター養成講座」の修了者の活用により地域における子どもの参加を推進し、これを通して、子どもの意見表明に関する理解を進めていきます。(子ども未来局)
- ◆ 出前講座の活用 – 出前講座を利用し、子どもの権利、とくに子どもの意見表明・参加に関する理解促進に努めます。(子ども未来局)

(2) 子どもの参加の機会の充実と支援

子どもに関するさまざまな場面において意見表明、参加を保障することは、権利条例の目的である子どもの自立性、社会性をはぐくみ、健やかな成長・発達を支えることにつながります。

また、市政においても、子どもが市民の一人として、大人とともにまちづくりを担うパートナーであることを改めて認識する中で、子どもにかかわる施策全般に子どもの視点を取り入れることにより、子どもにやさしいまちづくりを進めることができます。

こうしたことから、市政におけるさまざまな場面で子どもの参加の機会を充実していくとともに、学校や子どもが利用する施設、地域においても主体的な子どもの参加の取組を進めるよう支援します。

【取組の視点】

○ 「子ども運営委員会」の設置などによる施設の運営への子どもの参加の推進

現在、札幌市のすべての児童会館・ミニ児童会館において「子ども運営委員会」を設置し、利用上のルールを子どもたち自身が決めるなど、子どもが施設の運営にかかわる取組を行っています。

今後、児童会館以外の、子どもが利用する施設においても、「子ども運営委員会」の設置などにより、施設運営に子どもの意見を反映する組織やルールづくりを進めます。

また、学校においても、児童会・生徒会活動を中心とした子どもの自主的な取組を進めたり、例えば、PTAが実施している生徒会サミットのような子ども同士の話し合いの場や、大人(教師・親)と子どもが学校のきまりごとなどの共通の関心事について話し合いを行う場を広めていくなど、子どもたちの発達段階に応じて、子どもの参加の機会を充実します。

主な取組

充実

新規

充実

◆ 「子ども運営委員会」の拡充 -

- ・児童会館の「子ども運営委員会」について、子どもたちが施設運営等に主体的・積極的にかかわることで、意見を表明できる機会を増やしていきます。(子ども未来局)
- ・円山動物園や青少年科学館等の子どもが利用する施設において、「子ども運営委員会」を設置するなど、施設運営に子どもの意見を反映する組織やルールづくりを進めています。(関係部局)

◆ 学校教育における子どもの参加の推進 - 児童会・生徒会活動や三者会議²等による学校のきまりごとなどの共通の関心事について話し合う場に子どもが参加する取組や子どもが主体的に活動に参加することを促す取組のほか、ピア・サポート³など、子ども同士が支え合う取組が進むよう、教材の研究・開発などにより学校に対する支援を行います。(教育委員会)

○ 「子ども企画委員会」の設置などによる市政における子どもの参加の促進

現在、札幌市では、「職員のための市政における子どもの参加を進めるための手引き」の活用や「子どもの権利推進アドバイザー」⁴の利用などにより、市政におけるさまざまな施策や事業に、子どもの視点を反映できるよう取り組んでいます。

今後、子どもに大きくかかわる施策や事業を実施する際には、例えば、「子ども企画委員会」などの子どもの意見を反映する組織を必要に応じて設けることにより、企画段階から子どもの参加をより積極的に進めます。

さらに、子どもの参加を進めるためには、子どもに対する適切な情報提供が必要であることから、子どもが市政について理解を深めることができるよう、子どもに分かりやすい情報発信を進めます。

² 三者会議：生徒、保護者、教職員の三者が同じテーブルにつき、学校問題の解決に向けて話し合う会議

³ ピア・サポート：子ども自らの問題を、自ら調整し解決できることを目指し、子どもが互いに思いやり、助け合い、支え合う人間関係をはぐくむために、困っている子どもを周りの子どもが手助けする方法など、子ども同士での助け合いについて学ぶ活動

⁴ 子どもの権利推進アドバイザー：市政における子どもの参加をはじめ、施策や取組に子どもの権利の視点を取り入れるため、専門的な見地からの指導・助言等受けることを目的として、札幌市が委嘱している専門家

主な取組

新規

充実

- ◆ 「子ども企画委員会」の設置 – 子どもに大きくかかわる施策や事業を実施する際に、例えば「子ども企画委員会」などの子どもの意見を反映する組織を設け、企画段階から子どもの参加を積極的に進めていきます。(関係部局)
- ◆ 「子どもの権利推進アドバイザー」⁴の活用 – 子どもに対する情報発信と子どもの参加を進めるための職員向け手引きや「子どもの権利推進アドバイザー」の活用などにより、市職員の意識啓発を進め、市政における子どもの参加をより一層進めていきます。(子ども未来局)
- ◆ 子ども向け情報提供の充実 – 子ども向けホームページの作成など、子どもの視点に立った分かりやすい方法により、市政に関する子ども向けの情報を発信します。(全庁)

○ 地域主体の取組における、企画・運営への子どもの参加の支援

子どもが地域のまちづくりにかかわることは、子どもが将来のまちづくりの担い手として成長するなど、大きな意義があるとともに、地域にとっても、まちづくりの活力を生み出すことにつながります。

例えば、地域団体が行っている行事やボランティア活動、子どもと大人がともに地域課題の解決に向けて話し合う場など、子どもが地域の活動に参加する機会の充実に向け、市民に対して、子どもと大人が共にまちづくりにかかわる事例などの情報提供の支援を行うとともに、市民が子どもの参加に関する知識や技術を習得する機会を設けるなど、ひとづくりに関する取組をより一層進めます。

また、地域のまちづくりへの子どもの参加については、単に子どもが客体として参加するだけではなく、地域の取組の企画・運営に子どもの意見を反映するといった主体的な参加が進むよう、地域に対して積極的に働きかけていくとともに、参加を進めるに当たっては、家庭、学校、地域がそれぞれの役割を認識できるよう意識の啓発を行い、協力・連携を図ります。

主な取組

充実

充実

- ◆ 地域における子どもの参加の促進 – 市民向け子どもの参加の手引きや「子どもサポート養成講座」の活用などにより、地域における子どもの参加をより一層進めていきます。(子ども未来局)
- ◆ まちづくりセンターを活用した地域への働きかけ – 子どもが地域の重要な一員として、身近な地域のまちづくりに主体的にかかわることができるよう、学校、町内会など地域の団体との連携や、地域の行事等への子どもの参加について、まちづくりセンターの調整機能を生かして地域へ働きかけていきます。(子ども未来局、市民まちづくり局、教育委員会)

(3) 子どもの豊かな学びと多様な体験活動に対する支援

現代の子どもは、社会参加の体験や自発的な活動の体験といった経験が足りないと指摘がなされる中、子どもの成長にとって、学校や地域での生活のさまざまな場面において、興味や関心を持って主体的に学ぶことや、自然や芸術・文化、社会体験などの多様な体験を積み重ねることは、自立性や社会性などの生きる力を身につけ、豊かな人間性をはぐくんでいくために

とても大切なことです。

このことから、子どもが自ら意欲的に学び、体験することのできる機会の充実に向け取組を進めています。

【 取組の視点 】

○ 「雪」や「環境」などの札幌の課題や特色を踏まえた、将来の地域社会の担い手をはぐくむ、学びの支援

札幌市では、「札幌らしい特色ある学校教育の推進」として、札幌の自然や社会環境などの札幌の特色を生かし、主体的な活動を通した体験や学習活動の充実を図るテーマである、「雪」や「環境」、さらには、生涯にわたる学びの基盤となる「読書」の3つのテーマに沿った取組を進めることとしています。

「雪」や「環境」については、日常生活そのものに深くかかわるテーマであることから、学校教育だけの問題ではなく、地域のまちづくりの視点からも捉えることが必要です。将来の地域社会の担い手である子どもが、生活のあり方やお互いの支え合いといった暮らしについて、地域と連携しながら地域の中で学ぶ取組を進めます。また、「読書」については、子どもに知的好奇心を喚起し、自ら学ぼうとする心をはぐくむとともに、心のよりどころを見出すことにつながることから、学校を中心とした読書活動を促進します。

これらのほか、札幌の食文化を生かした食育の推進などを含め、子どもが、将来の札幌を支え、国際社会で活躍する自立した社会人に育つことができるよう、子どもの豊かな心をはぐくみ、可能性を広げることにつながる、学びの充実に向けて取組を進めます。

主な取組

充実

◆ 札幌らしい特色ある学校教育の推進 – すべての幼稚園・学校が、札幌らしい特色ある学校教育を推進し、「雪」「環境」「読書」のテーマに沿った取組を進め、将来の札幌を支え、国際社会で活躍する自立した市民・社会人の育成を目指します。(教育委員会)

充実

◆ 読書活動の推進 – 第2次札幌市子どもの読書活動推進計画に基づき、子どもの自主的な読書活動を推進するための環境を整えます。(教育委員会)

充実

◆ 環境教育の推進 – 環境関連施設の見学や自然体験など、より充実した環境教育の推進を図ります。(環境局)

充実

◆ 食育の推進 – 札幌市食育推進計画に基づき、「食」に関する知識など、豊かな食生活を送ることができる能力をはぐくむ「食育」を推進します。(保健福祉局、子ども未来局、教育委員会)

◆ 「さっぽろ市民カレッジ」の実施 – 「さっぽろ市民カレッジ」において、子どもを対象とした事業を実施します。(教育委員会)

◆ 司法教育の推進 – 日常生活にあるルールに気づくことで社会生活における法の存在や必要性、裁判のしくみなどを知り、段階的に司法について興味や関心を深めることができる展示や復元法廷を活用した模擬裁判の実施など、司法教育を推進します。(教育委員会)

◆ まちづくり体験事業の推進 – 子どもが体を動かしながら地域を知り、学び、考える、まちづくり体験事業を推進します。(市民まちづくり局)

○ 企業など関係団体との連携による学びや体験の環境づくり

子どもがかかる事業の実施主体としては、行政以外にも民間団体・企業・NPOなど、さまざまな形態の主体が存在します。現在、学校教育や地域の事業において、自然体験や職業体験、生活体験、異文化・異世代交流体験など、多様な体験を重視する取組が行われていますが、今後は、さまざまな団体と協力しあいながら、それぞれの得意分野を生かした形での連携をより積極的に進める必要があります。

特に、職業体験については、単なる技術習得にとどまらず、具体的な作業を通じて子どもと職業人である大人の相互理解が深まる効果の高い取組であり、例えば、こどものまち「ミニさっぽろ」⁵や市内の中学校・高等学校での「職業体験」といった取組が、地域や各企業の献身的な協力を得ながら行われています。最近では、企業独自に子どもの職業体験を行うところも現れてきています。

多くの子どもがこうした機会を得るために行政だけでは限界があることから、子どもが保護者の職場を見学する「子ども参観日」や職業体験などの取組がなされるよう、地域や各企業に対しても、働きかけていきます。

また、自然体験にかかる公園事業など、行政が地域や関係団体などと連携を図りながら、子どもの主体的な体験の機会の充実を図ります。

主な取組

新規

- ◆ 企業等と連携した職業体験機会の拡充 – 子どもが保護者の職場を見学する「子ども参観日」や職業体験などの取組がなされるよう、地域や各企業に対して働きかけていきます。(子ども未来局)
- ◆ プレーパーク事業の推進 – 子どもが「自分の責任で自由に遊ぶ」を原則に、公園等を活用し、規制を極力排除した子どもの遊び場であるプレーパーク事業など、既存のストックを活用し、地域で多様な体験機会の充実を図ります。(子ども未来局、環境局)
- ◆ 職業体験機会の提供 – こどものまち「ミニさっぽろ」⁵事業による職業体験の機会を提供します。また、各学校において地域と連携した職場体験の機会を提供します。(子ども未来局、教育委員会)
- ◆ 国際交流の機会の提供 – 学校における国際交流員の派遣や、子どもの国際交流の機会を提供します。(総務局、子ども未来局)
- ◆ 野外・自然体験機会の提供 – サッポロさとらんどでの農業体験など、野外・自然体験の場を提供します。(経済局)

⁵ こどものまち「ミニさっぽろ」：子どものまちである「ミニさっぽろ」での職業体験や消費体験を通して、働くことの楽しさや大変さ、社会の仕組みを学ぶ機会を提供し、市民自治意識を高める事業

- ◆ **スポーツ体験機会の提供** — 各区におけるスポーツ大会の実施など、各種スポーツ体験の機会を通して子どもがスポーツの楽しさを知る機会を提供するほか、「札幌市スポーツ振興基金」を財源とした、スポーツ振興に寄与する活動を行う団体等への助成を行います。（各区、観光文化局）
- ◆ **文化・芸術体験機会の提供** — 札幌藝術の森や札幌コンサートホールKitaraなどの文化施設や札幌国際短編映画祭をはじめとした各種事業を活用し、子どもが文化芸術に触れることができる機会を提供します。（経済局、観光文化局）

2 基本目標2 子どもを受け止め、はぐくむ環境づくり

(1) 子どもが安心して過ごすための居場所づくり

子どもの成長にとって、家庭や学校、地域などにおいて自分自身が受け止められていると実感できる居場所づくりを進めることが必要です。「居場所」として重要な要素は、何よりも人であり、同年齢や異年齢の子どもどうしのつながり、さらには温かく見守ってくれる大人との良好な関係の存在が不可欠であるといえます。

家庭、そして地域社会全体に見守られ、支えられているという安心感の中で日々の生活を過ごし、周りとのつながりや信頼関係、自分自身に対する自信を築いていくことのできる、安全で安心な居場所づくりを、地域や関係団体、NPOなどと連携しながら進めます。

【取組の視点】

○ 保護者が安心して子どもと向き合うことができるための支援

実態・意識調査における「ホッとでき安心していられる場所」との問い合わせに対し、子どもが「家で家族と一緒に過ごす部屋」(39.6%)、「自分の部屋」(37.3%)と、合わせて7割以上が、家にかかる回答をしていることからもわかるように、子どもを受け止める環境として、家庭は重要な意義を持っています。

このことから、子どもの豊かな育ちにおける家庭が果たす役割の重要性についての啓発活動や、保護者が安心し、余裕をもって子育てをするための相談・支援体制の充実を図るとともに、ワーク・ライフ・バランス⁶の推進など、仕事と子育ての両立支援を行います。

また、子どもの成長・発達に応じた権利の保障という観点から、特別な支援を要する子ども及び保護者に対する相談や支援等を行います。

主な取組

新規

- ◆ 児童相談所将来構想に基づく取組の推進 — 子どもに関する身近な相談・支援機関である区役所と高度な専門相談に対応する児童相談所との役割分担や機能強化、社会的養護体制の充実など、児童相談所の将来構想に基づき子どもの権利擁護体制の強化を図ります。(子ども未来局、各区)

充実

- ◆ 家庭に対する啓発活動の実施 — 助産師や保健師などが家庭を訪問し育児相談や保健指導を行う「母子保健訪問指導事業」を実施します。また、母親教室や両親教室の開催など、家庭に対する啓発活動を実施します。(保健福祉局)

充実

- ◆ 家庭的保育事業の実施 — 札幌市が認定した家庭的保育者の居宅等において、保育を行う家庭的保育事業(保育ママ)を実施し、多様化する保育ニーズに対応します。(子ども未来局)

- ◆ 区保育・子育て支援センター(ちあふる)における子育て支援 — 区の保育・子育て支援センター(ちあふる)において、常設の子育てサロンの運営や子育て相談・講座の開催、子育てアドバイザーを活用したサンデーサロンの開催など、子育て家庭に対するきめ細やかな支援を実施します。(子ども未来局)

⁶ ワーク・ライフ・バランス：仕事のやりがいや責任と、家庭や地域での充実した生活が調和し、両立できること

- ◆ 「さっぽろ子育てサポートセンター事業」の拡充 – 子育てについて援助を受けたい人と援助をしたい人による会員組織をつくり、保育所の送り迎えなど、地域で子育て家庭を支える「さっぽろ子育てサポートセンター事業」について会員数の増加に努めます。(子ども未来局)
- 充実**
- ◆ ワーク・ライフ・バランス⁶の推進 – ワーク・ライフ・バランスの普及啓発と取組促進を目的として、ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業を、札幌市独自の基準で認証し、さまざまな支援を行います。(子ども未来局)
- ◆ 療育支援事業（さっぽ・こども広場） – 発達に心配のある就学前の子どもを対象として、児童福祉センターなどを会場に、小集団でのあそびを通して子どもの発達を支援するとともに、保護者の悩みや相談に応じ適切な情報を提供します。(子ども未来局)
- 充実**
- ◆ 児童会館における障がいのある子どもへの対応の充実 – 児童会館・ミニ児童会館において障がいのある児童の受け入れ体制の充実を図ります。(子ども未来局)
- ◆ 障がい児療育支援 – 障がい児施設等がもつ、専門的な療育支援機能を活用し、在宅の障がい児やその家族など、関係者等に対して、訪問や外来等の方法により療育指導を実施し、支援を行います。(保健福祉局)
- 充実**
- ◆ 特別な支援を必要とする幼児への支援体制の充実 – 発達障がいのある幼児等、特別な教育的支援が必要な幼児が小学校に安心して就学できるよう、幼稚園、保育所、小学校の担当者が支援体制の構築を図るための連絡会の充実を図ります。
(教育委員会、子ども未来局)
- ◆ 母子家庭等に対する支援 – 母子家庭等に対する就業支援や、経済的自立の助成などを行います。(子ども未来局)

○ 子どもが安心して過ごすことができる学校・施設づくり

今なお存在する、いじめや不登校といった子どもの置かれた深刻な現状を踏まえ、教育委員会においては、いじめに関する全児童生徒対象の調査を実施し、学校におけるいじめの早期発見・早期対応や、スクールカウンセラーの小中高等学校への全校配置による、相談しやすい環境づくりなどに取り組んでいます。こうした取組に加え、ピア・サポート³といった子ども同士が互いに支え合うための取組などによって、いじめの起こらない、子どもが過ごしやすい学校・学級づくりを進め、さらには、不登校児童生徒に対する支援のあり方の研究、相談指導学級等の公的機関やフリースクールなどの民間施設との情報交換や連携による対応をより一層充実します。

また、児童福祉施設など学校以外の施設においても、子どもとかかわる職員の意識の向上を図りながら、子どもが安心して過ごすことができる環境づくりを進めます。

主な取組

- 新規**
- ◆ フリースクールなど民間施設との連携 – フリースクールなどの民間施設との情報交換や連携を進めるとともに、その支援のあり方を研究し、対策を進めます。
(子ども未来局、教育委員会)

- 充実**
- ◆ **メンタルフレンド事業の実施** — 不登校や引きこもりの子どもを対象に、遊びやふれあいを通して子どもの社会性や自主性の伸長を援助する「メンタルフレンド事業」を引き続き実施します。(子ども未来局)
 - ◆ **学校におけるいじめ対策** — 学校において全児童生徒を対象にした「いじめに関する実態調査」の実施や、24時間いじめ電話相談事業などにより、いじめの早期発見、早期対応に努めます。また、ネットトラブルから子どもを守るために、札幌市「ケータイ・ネット」セーフティ推進協議会を設置し、情報モラル教育の推進に取り組みます。(教育委員会)
 - ◆ **学校教育における子どもの参加の推進** — 児童会・生徒会活動や三者会議²等による学校のきまりごとなどの共通の関心事について話し合う場に子どもが参加する取組や子どもが主体的に活動に参加することを促す取組のほか、ピア・サポート³など、子ども同士が支え合う取組が進むよう、教材の研究・開発などにより学校に対する支援を行います。【再掲】(教育委員会)
 - ◆ **学校に対する相談支援** — 不登校児童生徒の中で、子どもの安否が確認できないなど学校が対応に苦慮している事案について、外部の専門の知識を有したスクールソーシャルワーカーや医師などの専門家、児童相談所をはじめとする関係機関と連携して学校の対応を支援する学校支援相談窓口を開設し、問題の解決に努めます。(教育委員会)
 - ◆ **学生ボランティア事業** — 提携している大学の学生が、小中学校において、学習指導の補助等の必要な児童生徒へのサポートなど、児童生徒の個に応じた教育活動を支援します。(教育委員会)

充実

 - ◆ **放課後の居場所づくりの推進** —
 - ・放課後の居場所を確保するため、ミニ児童会館の整備を進めるとともに、児童数が少ないなど、ミニ児童会館整備の優先順位が低い小学校においては、放課後子ども教室推進事業等により居場所づくりを推進します。
 - ・留守家庭児童対策を充実するため、児童クラブの登録児童及び民間児童育成会の助成対象児童について、対象学年を現行の「小学校3年生まで」から「小学校4年生まで」に拡大することを検討します。(子ども未来局)
 - ◆ **保育所職員への研修の実施** — 保育所職員の資質の向上を図り、子育て支援を効果的に進めるための知識や技術の習得を目的として、研修の実施などの支援を行っていきます。(子ども未来局)
 - ◆ **児童養護施設職員等への研修体制の整備** — 施設等に入所している児童や家庭への支援の質を確保するために、児童福祉施設職員等の研修体制を整備し、専門性の向上を図ります。(子ども未来局)

○ 子どもが安全に安心して過ごすための地域づくり

子どもは、年齢とともに、家庭から地域社会へと行動範囲を広げていきます。多様な人間関係の中で、さまざまな経験を積み重ねながら豊かに育っていくことができるよう、子どもが安心して過ごすことができる環境づくりを進めます。

そのため、子どもを不審者などから守るための活動や、子どもが身近な公園で安心して遊ぶことができるための活動など、地域住民が関心を持って子どもとかかわる取組を関係団体、NPOなどと連携を図りながら地域全体で進めていきます。また、引きこもりなど社会的な自立

に対する困難を抱えている子どもに対する自立に向けた支援を行います。

主な取組

- ◆ **青少年健全育成の取組への支援** – 地域における青少年の健全育成を推進するための青少年育成委員会事業等について、関係機関、団体との情報共有を通し、より一層の連携強化を図っていきます。(子ども未来局)
- ◆ **課題を抱える中学卒業後の子どもへの支援** – 「若者支援総合センター」において、引きこもりやニートなど社会生活を円滑に営むうえで困難を有する中学卒業後の子どもに対して、社会との調和や就労支援などをを行うとともに、中学や高校に在籍していない子どもに対しても児童会館を活用した学び直しのサポートを行うなど、一人ひとりに合ったプログラムの提供や他の支援機関との連携により、社会的自立までを継続的に支援します。(教育委員会)
- ◆ **子ども・若者支援地域協議会における活動支援** – 「子ども・若者支援地域協議会」において、個別分野の施策や知見を結集し、社会生活を円滑に営むうえでの困難を有する子どもを総合的に支援します。(教育委員会・子ども未来局)
- ◆ **子どもの防犯力の育成** – 札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画に基づき、防犯教室の開催などにより、子どもの防犯力の育成を図っていきます。(市民まちづくり局)

充実

充実

(2) 活動を通して人間関係をつくりあえる環境づくり

子どもが健やかに成長し、自立性や社会性をはぐくんでいくためには、安全・安心な場としての居場所だけではなく、社会や集団の中で、その一員としての自覚をもって主体的に活動できる機会や場が大切です。

子どもが主体的な遊び、スポーツ、サークル活動、社会活動などを通して、周りの人との関係をつくり、その関係性の中で自分自身を確立していくことのできる環境づくりを、行政のみならず、N P Oなど子どもの育ちにかかわる活動を行っている団体との連携を図りながら進めます。

【取組の視点】

○ 子どもの主体的な活動の促進・支援

ボランティア活動、サークル活動、スポーツ活動など、子どもが主体となって、他者との関わりの中で自己を確立できるような取組について、地域団体・N P Oの関係団体との役割分担や連携のもと、機会の充実に向けた支援を行います。

また、中・高校生の能力を発揮する場所という観点での居場所づくりとして、児童会館における取組の充実を図ります。

主な取組

新規

- ◆ **プレーパーク事業の推進** – 子どもが「自分の責任で自由に遊ぶ」を原則に、公園等を活用し、規制を極力排除した子どもの遊び場であるプレーパーク事業など、既存のストックを活用し、地域で多様な体験機会の充実を図ります。【再掲】
(子ども未来局、環境局)

充実

- ◆ **中高生の居場所の充実** – 児童会館が、中学生・高校生の地域における居場所のひとつとして十分な役割を果たしていくよう、実施状況や事業内容を検証し、利用しやすい環境整備、地域との連携や中学生・高校生の主体性に配慮した取組の充実を図ります。(子ども未来局)

- ◆ **ボランティア体験事業の推進** – 地域福祉及びボランティア活動への理解を深め、継続的な参加を促すための支援を行います。(保健福祉局)

- ◆ **少年団体との連携・支援** – 市内で活動する少年 6 団体の相互交流や加入の促進のための、活動成果の発表や体験コーナーを実施する「さっぽろ少年 6 団体交流事業友遊 KID'S ランド」など、各種少年団体と連携し、子どもの主体的な活動の促進を図るとともに、スポーツ活動等を行っている団体への助成を行います。
(子ども未来局、観光文化局)

3 基本目標3 子どもの権利の侵害からの救済

(1) 子どもの権利の侵害からの救済体制の整備・充実

子育ての孤立化や核家族化など、子どもを取り巻く環境が急速に変貌する中、さまざまな悩みやつらい気持ちを抱えながら、毎日を過ごす子どもも少なくありません。市内の各種相談機関には子どもや保護者などから多くの相談が寄せられており、こうした子どもの気持ちを社会全体で受け止める環境の必要性がますます高まっています。また、それとともに、いじめなどの深刻な権利侵害を受け、苦しんでいる子どもに対しては、学校や子どもの権利救済機関「子どもアシストセンター」によって、迅速かつ適切な救済を図るとともに、いじめ対策などをより一層充実します。

特に、児童虐待は、いじめとともに子どもの心身の発達や人格の形成に重大な影響を及ぼす、あってはならない権利侵害であり、児童虐待に対する対応が急増・複雑化する中で、子どもの安全を守るために、児童相談所が専門機関としての十分な役割を發揮できる体制のもとで、虐待への対応をより一層充実するほか、早期発見・早期対応を図るため、要保護児童対策地域協議会⁷を基盤として、関係機関の緊密な連携を進めます。

【取組の視点】

○ 子どもの権利に関する相談及び救済

平成21年4月に設置した、子どもの権利救済機関「子どもアシストセンター」では、相談対応と必要に応じた調整活動などを通して、適切な救済が行われています。

子どもがさまざまな悩みなどを安心して相談できるような環境づくりに、引き続き取り組むとともに、学校においても、いじめの早期発見、問題の解決などに関する対応をより一層充実します。

さらに、子どもに関する相談窓口や各種関係機関との相互の連携を強化し、情報共有や役割分担のもとで相談・救済に関するより適切な対応を図ります。

主な取組

充実

- ◆ 子どもアシストセンターの運営 — 子どもの権利救済機関（子どもアシストセンター）において、子どもが相談しやすい体制を維持するほか、関係機関との円滑な連携協力を図ります。（子ども未来局）
- ◆ 学校におけるいじめ対策 — 学校において全児童生徒を対象にした「いじめに関する実態調査」の実施や、24時間いじめ電話相談事業などにより、いじめの早期発見、早期対応に努めます。また、ネットトラブルから子どもを守るため、札幌市「ケータイ・ネット」セーフティ推進協議会を設置し、情報モラル教育の推進に取り組みます。
【再掲】（教育委員会）

⁷ 要保護児童対策地域協議会：被虐待児の早期発見や適切な保護を図るため、関係機関が情報等を共有し、適切な連携・協力の下で対応していくことを目的に、児童福祉法において規定された協議会

○ 児童虐待への対応

平成22年（2010年）4月から各区に相談や支援にかかる職員を配置し、児童福祉相談や支援体制の強化を進めています。現在、児童相談所のさらなる機能強化に向けた将来構想を検討しているところであり、この将来構想に基づき、虐待対応の充実を図ります。

また、児童虐待予防地域協力員との連携、さらには、要保護児童対策地域協議会を機能強化し、関係機関のより効果的な連携を進めるなど、関係機関が情報を共有しながら、児童虐待を社会全体で解決すべき問題として、早期発見・適切な対応に万全を期します。

主な取組

新規

充実

- ◆ **児童相談所将来構想に基づく取組の推進** — 子どもに関する身近な相談・支援機関である区役所と高度な専門相談に対応する児童相談所との役割分担や機能強化、社会的養護体制の充実など、児童相談所の将来構想に基づき子どもの権利擁護体制の強化を図ります。【再掲】（子ども未来局、各区）
- ◆ **要保護児童対策地域協議会⁷の拡充** — 被虐待児の早期発見や適切な保護を図るため、関係機関が情報等を共有し、適切な連携・協力のもとで対応していくことを目的に設営・運営する要保護児童対策地域協議会の協議対象者を、要保護児童のほか、要支援児童などにも拡大するとともに、区保健センターが実施する「区要保護児童対策地域協議会」との連携を強化していきます。（子ども未来局）
- ◆ **児童虐待予防地域協力員** — 児童虐待予防地域協力員を養成し、児童虐待は、社会全体で解決すべき問題として、早期発見・早期対応に万全を期していきます。（子ども未来局）
- ◆ **学校における児童虐待の早期発見・早期対応** — 児童虐待対応の手引きをすべての教員に配布するとともに、これに基づく教員を対象とした研修会を実施するなど、児童虐待の早期発見、早期対応に努めます。また、不登校児童生徒の中で、子どもの安否が確認できないなど学校が対応に苦慮している事案について、外部の専門の知識を有したスクールソーシャルワーカーや医師などの専門家、児童相談所をはじめとする関係機関と連携して学校の対応を支援する学校支援相談窓口を開設し、問題の解決に努めます。（教育委員会）

（2）権利侵害を起こさない環境づくり

現に権利侵害を受け、悩み苦しんでいる子どもの救済はもちろんのこと、権利侵害を起こさない環境づくりが何よりも大切です。

子どもの権利侵害の特徴としてあげられる、子どもが権利の侵害を受けていることを意識しくい、被害が表面化しにくいといった状況を踏まえ、まずは大人が子どもの権利について正しく理解し、権利侵害に対する意識を高めるとともに、虐待を予防するという観点から、保護者の育児不安の軽減や孤立化の防止を図るなど、気軽に相談できる環境や子育てを支援する体制を整えるよう努めます。

また、外国籍の子どもや障がいのある子どもなど、さまざまな立場の子どもからは「国籍による差別を受けていると感じる」「周りの人からじろじろ見られて嫌な気持ちになった」「自分や自分の障がいのことについて周りの人があまり理解してくれない」との声が寄せられています。こうしたことから、いじめや差別が起こらない環境づくりとして、子ども自身に対しても権利侵害についての理解や、お互いの違いを認め尊重し合う意識を身につけることができるような取組を進めます。

【取組の視点】

○ 権利侵害等に対する意識の啓発

大人が子どもの権利について正しく理解し、権利侵害について意識を高めることができるよう啓発活動に積極的に取り組みます。

また、子どもが自ら持つ権利に対して理解を深めるとともに、子どもが他者を尊重する意識を身につけることができるよう、障がい、民族、国籍、性別など、子どもの権利を含めた人権に関する教育や学びの機会を充実します。

主な取組

◆ 出前講座の活用

- ・保護者や子どもに直接かかわる市民等に対し、子どもの権利の理解促進を図るために、積極的に出前講座を行っていきます。【再掲】(子ども未来局)
- ・子どもの権利の内容や保護者の役割、学校とのかかわり方についての出前講座を実施し、大人に対する啓発活動に積極的に取り組みます。(教育委員会)

◆ お互いの違いを認め尊重する意識を醸成する機会の充実

— 外国籍の子どもや障がいのある子どもなど、さまざまな立場の子どもに対する理解を深め、違いを認め尊重し合う意識を醸成する機会を充実します。(子ども未来局・教育委員会)

◆ 人権教育の推進

— 民族教育や男女平等教育などを充実し、子どもに対する人権教育を推進します。(教育委員会)

◆ 多文化共生事業の実施

— 国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化の違いを認め合い、共に生きていく「多文化共生社会」を目指し、異文化理解教育、交流支援事業などを実施します。(総務局)

◆ 福祉読本の発行

— 小学校高学年を対象とした福祉読本を発行し、福祉の啓発を図るとともに、障がいのある人や高齢者に対する正しい知識の理解促進を図ります。(保健福祉局)

◆ アイヌ民族に対する子どもの理解促進

— 札幌市アイヌ施策推進計画に基づき、札幌市アイヌ文化交流センターにおいて、小中高校生を対象に伝統舞踊などアイヌ伝統文化の体験事業を引き続き実施するほか、今後、小・中学生向けの副読本の授業での活用や伝統文化・歴史等について知識を有するアイヌ民族がゲストティーチャーとして、小・中学校を訪問し、授業を行うなど、アイヌ民族を尊重し共生していく環境づくりを行っていきます。(市民まちづくり局・教育委員会)

充実

充実

○ 育児不安を抱える保護者への支援

核家族化や地域の人間関係の希薄化などによって、育児不安などを抱えながら、孤立した環境の中で悩み苦しむ保護者が多く存在し、そのことが児童虐待の引き金になったり、被害の拡大や状況の深刻化につながっている現状があります。

保護者が子どもを安心して育てができるよう、育児等に関する知識の普及と育児不安の軽減を図るための相談・支援の充実などにより、児童虐待の未然防止に努めます。

主な取組

充実

- ◆ **保護者に対する育児支援** — 助産師や保健師などが家庭を訪問し育児相談や保健指導を行う「母子保健訪問指導事業」を実施します。また、市内の医療機関において「育児支援が必要」と判断された親子に対し、医療機関と保健センターが連携を図りながら家庭訪問等による育児支援を行う「育児支援家庭訪問事業」を実施します。
(保健福祉局)
- ◆ **児童家庭支援センターにおける子育て支援** — 児童家庭支援センターにおいて、児童福祉施設の職員が、児童相談所との連携のもとで、24時間体制で子育てに関するさまざまな相談を受け、必要な支援を行っていきます。(子ども未来局)
- ◆ **育児不安保護者への支援** — 虐待的な関わりを含む不適切な養育を行っている保護者に対してコモンセンス・ペアレンティング⁸の手法による子育てプログラムを提供するなど、育児不安保護者への支援を行います。(子ども未来局)

⁸コモンセンス・ペアレンティング：行動療法の理論背景をもとに、子どもの問題行動を減らし、望ましい行動を効果的にしつけられる教育的なスキルを保護者に身につけてもらうことで、虐待の予防を図るプログラム

4 基本目標4 子どもの権利を大切にする意識の向上

(1) 子どもの権利に関する広報普及

条例の目的とする子どもの権利が尊重される社会を実現するためには、子どもの権利を守る立場にある大人一人ひとりが、日ごろから子どもの育ちに关心を持ち、子どもとの関わり方を意識するなど、家庭、学校や施設、地域といったあらゆる場において、子どもの権利を尊重した行動や取組を行っていくことが必要となります。

そのためには、すべての市民が子どもの権利について理解を深めることができるように、さまざまな機会を捉え、子どもの権利に関する広報普及活動に積極的に取り組みます。

【取組の視点】

○ 子どもの参加による広報・普及活動の充実

広報・普及を行うに際しては、子どもの権利についてのパンフレットやニュースレターなどによる広報、「さっぽろ子どもの権利の日(11月20日)⁹」を契機とした取組とともに、例えば、テレビなどのメディアを用いたストーリー性のある広報番組の作成や幼児・小学校低学年向けの啓発資料の作成など、子どもの成長・発達段階や相手方に応じた工夫を行います。

また、取組に当たっては、子どもがかかわる機会をより一層充実したり、子どもの育ちにかかわる団体やNPOとの連携・協力を図るなど、効果的な手法を用いて理解を進めます。

主な取組

◆ メディアを活用した広報啓発 – 子どもの権利に関するパンフレットやニュースレターのほか、幼児や小学校低学年に対する成長・発達段階に応じた啓発資料の作成、テレビなどのメディアの活用など、効果的な広報啓発活動に取り組みます。
(子ども未来局)

◆ さっぽろ子どもの権利の日⁹事業の実施 – さっぽろ子どもの権利の日の事業について、「子ども企画委員会」の設置など、事業の企画段階から子どもの参加を進めるほか、他部局等との連携をより一層進めていきます。
(子ども未来局)

充実

(2) 子どもの権利に関する学びの支援

子どもが正しく権利行使するためには、自分の持つ権利を正しく学ぶとともに、他者の持つ権利についても意識し、お互いの権利を尊重しあうことができるよう理解することが重要です。

また、子どもの権利が守られるためには、まずは大人が正しく子どもの権利を理解する必要があり、大人の言葉や行動を通して、子どもが権利に対する理解を深めていくことにつながるといえます。このため、市民、とりわけ子どもに直接かかわる大人が、子どもの権利に対する理解をより深めることができるよう取組を進めます。

⁹ さっぽろ子どもの権利の日：権利条例第5条では、11月20日を「さっぽろ子どもの権利の日」とし、子どもの権利について市民の関心を高めるため、この日にふさわしい事業を行うことを規定している。なお、11月20日は、国連総会で子どもの権利条約が採択された日

【取組の視点】

○子どもの権利に関する学びの支援

子どもの権利に関する理解を深めるため、一般的な広報普及活動に加えて、市民向け「子どもサポーター養成講座」や「家庭教育学級」¹⁰を活用し、市民に対する子どもの権利に関する学びの支援の充実をより一層図るとともに、施設関係者に対する研修を充実し、子どもの権利に関する理解促進を努めます。

また、子どもに対しても、成長・発達段階に応じて、さまざまな媒体の活用や表現の工夫により理解を深める取組を充実します。

主な取組

新規

- ◆ **出前授業の実施** — 小・中学校を訪問し、子どもの参加などに関する出前授業を実施し、子どもの権利に対する理解を深めます。(子ども未来局)

充実

- ◆ **子どもサポーター養成講座修了者の活用** — 子どもの参加を進めるうえでの実践的な技法を学んだ「子どもサポーター養成講座」の修了者の活用により地域における子どもの参加を推進し、これを通して、子どもの意見表明に関する理解を進めています。(子ども未来局)

- ◆ **心豊かな青少年をはぐくむ札幌市民運動** — 中学校区青少年健全育成推進会、青少年育成委員会、町内会などが中心となり、「青少年を見守る店」登録推進活動をはじめ、街頭啓発の実施など、関係機関・団体、地域住民等の青少年の健全育成に対する共通的理解と認識を深め、各種活動への積極的な参加を促し、市民運動の一層の充実を図ります。(子ども未来局)

- ◆ **保育所職員への研修の実施** — 保育所職員の資質の向上を図り、子育て支援を効果的に進めるための知識や技術の習得を目的として、研修の実施などの支援を行っていきます。【再掲】(子ども未来局)

- ◆ **家庭教育学級¹⁰** — 家庭における教育力向上のため、地域や学校の協力を得て、学校・幼稚園のPTAを単位とした自主的・計画的・継続的な学習の場を設ける「家庭教育学級」を実施します。(教育委員会)

○子どもの権利を生かした学校教育の推進

子どもが権利について理解を進めていくためには、授業等の学校教育における取組によるものが重要であることは実態・意識調査の結果からも明らかになっています。現在、教育委員会では、子どもの権利の理念を生かした学校教育の推進を図るために、子どもの権利に関する指導のあり方等について研究し、その成果を公開授業や各種研修会、教育課程編成の手引きなどを通じて情報提供を行うことなど、学校における実践に向けた支援を行っています。こうした取組をより一層充実し、実際に、各学校での授業や教育活動の各場面で、子どもの成長発達段階に応じた取り上げ方をすることによって、子どもたちが子どもの権利に関する理解を深めることができるように努めます。

¹⁰ 家庭教育学級：家庭における教育力向上のため、地域や学校の協力を得て、学校・幼稚園のPTAを単位とした自主的・計画的・継続的な学習の場を設ける事業

特に、子どもたちが自分自身の権利や他者の尊重等について学んだり、ピア・サポート³など、自らの手で問題を解決することの大切さに気付いたりできるよう、子どもの主体的な活動を促す実践的な取組に対する支援を充実します。

主な取組

充実

- ◆ **子どもの権利に関する教職員研修の充実** – 子どもの権利に関する指導のあり方等について研究し、その成果を公開授業や各種研修会、教育課程編成の手引きなどを通じて情報提供を行うなど、子どもの権利に関する教職員研修のより一層の充実を図ります。(教育委員会)
- ◆ **子どもの権利に関する学習資料の作成** – 子どもが自分自身の権利だけでなく他者の権利を尊重することについて学んだり、自らの手で問題を解決することの大切さについて気付くことができるよう、子どもの権利に関する学習資料映像を作成し、各学校に配布します。(教育委員会)
- ◆ **学校教育における子どもの参加の推進** – 児童会・生徒会活動や三者会議²等による学校のきまりごとなどの共通の関心事について話し合う場に子どもが参加する取組や子どもが主体的に活動に参加することを促す取組のほか、ピア・サポート³など、子ども同士が支え合う取組が進むよう、教材の研究・開発などにより学校に対する支援を行います。【再掲】(教育委員会)

充実